

東京大学産学プラネタリーヘルス研究機構 学術専門職員 募集要項

1. 職名および人数 学術専門職員 1 名
2. 契約期間 令和 7 年 1 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
3. 更新の有無 更新する場合があります。
更新する場合は 1 年ごとに行うが、更新回数は 4 回、在職できる期間は
令和 1 2 年 3 月 3 1 日を限度とし、以後更新しない。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、
勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間 採用された日から 14 日間
5. 就業場所 東京大学プラネタリーヘルス研究機構（港区）
変更の範囲：原則同一部局内
6. 所属 東京大学プラネタリーヘルス研究機構
変更の範囲：原則同一部局内
7. 業務内容 プラネタリーヘルス研究機構におけるウェットラボの管理・運営業務
(1) 化学物質・高圧ガス登録・保管の管理
(2) 化学系・生物系廃棄物処理の管理
※上記(1)(2)については、各研究チームで個別対応すべき業務を除く
(3) 作業環境測定の実施対応
(4) 共通実験室における管理・運用に関すること全般
・ 利用予約及び実績管理・来訪者対応業務
・ 実験内容及び持ち込み物質の確認と安全管理業務
・ 実験室利用方法説明・実験機器操作方法説明、問い合わせ対応、
・ 共通利用試薬・消耗品受発注及び在庫管理支援業務
(5) 実験機器・設備のメンテナンス対応業務
(6) 遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たっての主務大臣への確認申請支援
業務
(7) 遺伝子組み換え・研究用微生物・動物実験・倫理審査に係る審査委員会の運営
支援業務
(8) その他ウェットラボの管理・運営に関する業務
※変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
8. 就業日・
就業時間 週 5 日（月曜日～金曜日）
1 日 7 時間 4 5 分勤務（9:00～17:45 ※12:00～13:00 休憩）
時間外労働を命じることがある。
9. 休日・休暇 土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
年次有給休暇、特別休暇 等
10. 賃金等 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 3 0 万円 ～ 4 0 万円程度（資格、能
力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）、超過勤務手
当
11. 加入保険等 法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入

12. 応募資格
- (1) 生命科学系大学院修士号もしくは博士号を有する者または同等の知識・経験を有すること
 - (2) 組織的な業務遂行に必要な調整能力を有し、教員と共同し協調性を持って業務に従事できる者
 - (3) 機器操作を伴うバイオ実験及び試験の実務経験を3年以上有する者
 - (4) P2/BSL2 仕様ウェットラボの運営もしくは管理業務の経験を1年以上有する者
 - (5) 大学業務に精通し、また上記の業務内容に従事した経験があること
13. 提出書類
- ・ 東京大学統一履歴書 1部（本学指定様式※）※本学指定様式は <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> からダウンロード
 - ・ 職務経歴書 1部（A4で2頁以内）
 - ・ 志望動機 1部（A4で2頁以内）
- *平日に連絡のとれる電話番号及びメールアドレスを明記のこと
14. 提出方法
- 電子ファイルを以下の URL にアップロードしてください。
- https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/3293595296_utac_u-tokyo_ac_jp/EgazJsyi-CREvfYp1rwQb-sBr9aYd3ly_55nBuk09hRltQ
- ※2日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
15. 応募締切
- 令和7年10月1日（水） 15時
16. 選考方法
- 書類選考の後、面接を実施
- ※面接選考の対象となった方のみ詳細をご連絡いたします。
17. 本件照会先
- 東京大学産学協創部協創企画課 武田（TEL:080-4141-6283）
- e-mail: kyoso-jinji.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
18. 募集者名称
- 国立大学法人 東京大学
19. 受動喫煙防止措置の状況
- 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20. その他
- (1) 応募書類は返却せず、本応募の用途に限り使用し、取得した個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。
 - (2) 選考にかかる旅費は支給しません。
 - (3) 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。
 - (4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。